

令和4年8月31日

保護者様

墨田区教育委員会
墨田区立緑小学校

幼稚園、小・中学校における濃厚接触者等への対応について

日頃より、本区の学校教育に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

国は、令和4年7月22日の通知により、新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の待機期間の見直しを行いました。国の通知に合わせて、体調不良や同一世帯内で濃厚接触者となった場合等、登校自粛の判断基準を以下のとおりとします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き感染症対策の一層の徹底について、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況により、下記の内容については変更となる場合があります。

記

1 お子様の登校自粛等の判断について

- (1) お子様が発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、嗅覚障害、味覚障害と診断された場合は、症状の出た日を「発症日」とし、その翌日を1日目として10日間は外出せずに療養をお願いします。この場合、「欠席」扱いとはしません。
 - 1 体調不良の症状(例)…発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、嗅覚障害、味覚障害
- (2) 同居家族が陽性で自宅療養となり、お子様が濃厚接触者とされた場合、その患者である御家族と家庭内での感染対策を講じた日を0日目として、翌日から5日間の待機期間(6日目解除)となります。この場合「欠席」扱いとはしません。
- (3) オミクロン株の濃厚接触者の待機期間については、濃厚接触者となり待機期間の2日目及び3日目の2日間にわたり検査で陰性となった場合には、3日目の検査後に待機を早く解除する取り扱いも可能となりました。検査等を受け、早めに待機期間を解除する場合にはその旨を学校に御連絡願います。
- (4) 感染状況を考慮して、学校から各家庭へ感染拡大を防止するため、状況に応じて臨時休業(学級閉鎖)の判断を行います。学級閉鎖については、1学級あたり10%の欠席率(30名未満の小規模学級においては3名以上の欠席者)を基準として、休業期間を原則5日間として行います。休業期間については、COCOO等による健康観察等の状況に応じて短縮・延長します。

【連絡先】

墨田区立緑学校 副校長 富永央星

電話 3634-6876 平日 午前8時15分から午後4時45分まで

【お問い合わせ】

○感染症対策について

教育委員会事務局学務課給食保健・就学相談担当 03-5608-6305